

平成29年(ワ)第194号 建物部分明渡等請求事件 公正な判決を求める署名

山形地方裁判所民事部 御中

東京電力福島第一原発事故の発生から、間もなく9年を迎えようとしています。原発事故後、福島県内の多くの人々が事故で放出された放射性物質を避けるため、住み慣れたふる里を離れ、県内外に避難を余儀なくされました。

こうした中、米沢市内の雇用促進住宅で避難生活を送っていた8家族に対して、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構が、平成29年9月22日に住宅の提供期間が終了したとして、住宅の明渡しと平成29年4月から明渡しまでの使用料の支払いを求める裁判を起こしました。被災者が被告にされた避難者追出し裁判です。口頭弁論は、平成29年11月の第1回から令和元年10月まで10回開催されてきました。

裁判の争点は、原発事故による避難者を住宅から追い出すことが法的に許されるのか否かです。

福島にある避難者の自宅周辺の土壌は、現在でも汚染濃度が高く、身体的・精神的に健康に与える影響や不安、長い避難生活による経済的負担が重く押し掛かっています。

裁判所におかれましては、被告らの切実な声に耳を傾け、原発事故による避難者の生命と健康、生活が脅かされ、侵されていないかを慎重に審議いただき、公正な判決が行われますよう、さらに司法としての役割を十分発揮していただけますようお願いします。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※ 個人情報は署名集約者において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。

お問い合わせ先

原発事故避難者を支援する会

事務局 〒990-0044 山形県山形市木の実町 12-37 山形県平和センター内

電話 023-641-5515 FAX 023-624-2415

〒992-0042 山形県米沢市塩井町塩野 1-1 米沢地区平和センター内

電話 0238-21-0191 FAX 0238-21-0194